本号で公布された法令のあらまし

◇平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二一年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二二年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八号）（内閣府本府）

1　平成二二年等に発生した豪雨、地滑り及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九号）（総務省）

放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年三月三一日とすることとした。

◇放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（政令第三〇号）（総務省）

1　放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）第一条の規定による改正後の放送法（昭和二五年法律第一三二号）第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第五項及び第六項の規定は、平成二三年七月一日以後に放送する放送番組又は放送させる放送番組から適用することとした。

2　この政令は、放送法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二三年三月三一日）から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第三一号）（厚生労働省）

1　初回の定期の適合性調査を受けた新医薬品について、適合性調査に係る厚生労働大臣の権限の一部を都道府県知事が行うこととした。（第八〇条関係）

2　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。

政　令

平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二十七号

平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二十八号

平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。